

あなたの令和6年1月1日から12月31日までの収入に対する申告です。

申告が必要な方	申告に必要なもの
令和7年（2025年）1月1日現在、本市に住所がある方で令和6年（2024年）中の収入状況等が次に該当する方 ・営業、農業、不動産、配当などの収入があった方 ・給与所得者でその他の収入があった方 ・日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方 ・退職し、再就職していない方（年末調整が済んでいない方） ・公的年金受給者で公的年金等の源泉徴収票に記載のある控除以外の控除がある方や他の収入があった方 ・世帯主が市外へ単身赴任などで転出している家族の方 ・遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた方 ・雇用保険のみを受給していた方 ・収入がなかった方（本市に住所がある親族に扶養されている方を除く）	(1) 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（被扶養者分を含む） (2) 収入を証明できるもの ・給与収入や公的年金等収入のある方は源泉徴収票や収入証明書等 ・帳簿、収支内訳書など（収入や必要経費などが確認できる書類） (3) 所得から控除する金額が確認できるもの（各種控除適用に必要なもの） ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の支払証明書（確認書）又は領収書 ・生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の証明書 ・医療費控除を受ける方 - 医療費控除の明細書、医療費通知 ・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける方 - セルフメディケーション税制の明細書
申告の必要がない方	※医療費控除（特例も含む）を申告する際は、領収書の添付は不要ですが、領収書は5年間ご自宅で保管してください。 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書 ・寄附金の受領書
・所得税及び復興特別所得税の確定申告をする方 ・収入が給与収入のみで勤務先から「給与支払報告書」が提出される方 ・収入が公的年金のみで所得控除の申告の必要がない方 ・収入がなく、本市に住所がある親族に扶養されている方	(4) 国外居住親族について扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は同一生計配偶者の適用を受けようとする場合は、親族関係書類と送金関係書類等 (5) 前年度の申告書や収支内訳書の控え など

市ホームページ上にある「住民税額シミュレーションシステム」を使って市民税・県民税の申告書を作成することができます。



税務署が設ける確定申告相談会場について

会場：【中央区、西区、南区、北区の方】熊本城ホール 1 階 展示ホール／【東区の方】熊本東税務署 1 階
受付期間：2月17日(月)から3月17日(月)まで（土日の受付を除きます。ただし、3月2日(日)は開設します。）
受付時間：午前9時から午後4時まで（入場整理券の配付がなくなり次第、受付を終了する場合があります。）
※確定申告に関する詳細については国税庁HP (<https://www.nta.go.jp>) をご確認ください。

※会場への入場・番号札の配布は、午前8時半からを予定していますが、状況によっては早めに受付を開始することもありますので、ご了承ください。

※各会場の午前中に受け付ける定員数は**80名**となります。定員数を超えた場合は、午後からの受付となります。

区	確定申告	会 場	対象校区(地区)	期 日	受付時間	区	確定申告	会 場	対象校区(地区)	期 日	受付時間	
中央区	×	熊本市役所 2階市民税課窓口	城東、壺川	2月 3日(月)	午前8時半～11時半 午後1時～5時15分	南区	○	富合公民館 研修室 (アスバル富合)	日吉、日吉東	2月17日(月)	午前9時半～11時半 午後1時～3時半	
			碩合、五福	2月 4日(火)					川尻、城南	2月18日(火)		
			向山、出水	2月 5日(水)					力合、力合西	2月19日(水)		
			砂取、出水南	2月 6日(木)					田迎、田迎西	2月20日(木)		
			白川、大江、託麻原	2月 7日(金)					田迎南、御幸	2月21日(金)		
			白山、本莊	2月10日(月)					錢塘、川口、奥古閑、中緑	2月25日(火)		
			春竹、一新	2月12日(水)					飽田西、飽田南、飽田東	2月26日(水)		
東区	×	東部公民館 2階大ホール	慶徳、帯山	2月13日(木)	午前9時半～11時半 午後1時～3時半	北区	○	植木文化センター 2階多目的ホール (北区役所東隣)	東原、東阿高、東阿高団地、野瀬、旭が丘団地、土鹿野、舞屋、腹内、丹生宮、島田、才木	2月27日(木)	午前9時半～11時半 午後1時～3時半	
			帯山西、黒髪	2月14日(金)					水、千原、善町、本町、栄町、壹木、坂本、平野、今、吉野、嵯、高、丸目、藤山、南藤山、尾窪	2月28日(金)		
			尾ノ上、桜木	3月10日(月)					さんさん、下宮地、城南団地、一ノ町、二ノ町、金垣町、築地、六田、赤見、上宮地、中宮地、出水、阿高、旭町	3月 3日(月)		
			託麻西、月出、山ノ内、秋津	3月11日(火)					御船手、杉島、島場、小岩瀬、菰江、莎崎、岡町、清藤、上杉、釈迦堂、大町	3月 4日(火)		
			託麻東、託麻北、東町、花園	3月12日(水)					碓江、西田尻、古閑、新、田尻、南田尻、木原、平原、榎津、廻江、志々木	3月 5日(水)		
			西原、健軍東、託麻南、健軍、桜木東	3月13日(木)					西里、北部東	1月27日(月)		午前9時半～11時半 午後1時～3時半
			長嶺、若葉、泉ヶ丘	3月14日(金)					川上	1月28日(火)		
西区	○	西部公民館 大ホール	古町、高橋、中島	3月 3日(月)	榑木、武蔵	1月29日(水)						
			城西、小島、白坪	3月 4日(火)	龍田、龍田西、楠、弓削	1月30日(木)						
			河内、芳野	3月 5日(水)	清水	1月31日(金)						
			城山、花園	3月 6日(木)	麻生田、城北、高平台	2月 3日(月)						
			池田、池上、春日	3月 7日(金)	植木	2月 4日(火)						
					吉松	2月 5日(水)						
					田底	2月 6日(木)						
					田原	2月 7日(金)						
					山本	2月10日(月)						
					山東	2月12日(水)						
					菱形、大和	2月13日(木)						
					桜井	2月14日(金)						

お願い

○会場内の人数制限により、受付後会場外でお待ちいただく場合があります。

○上記各区の申告期間は、各申告会場に市民税課職員が向出するため、市民税課・各区役所税務室窓口での受付・相談はご遠慮ください。上記の各会場で申告・相談をお願いします。

○交通事情等により、指定の会場及び期日での申告が困難な方は、他区の会場及び校区日でも申告できます。ただし、中央区、東区の会場では確定申告の受付ができませんのでご注意ください。

※表中「確定申告」の欄に「×」の付いた会場では、確定申告の受付はできません。
※例年、午前中は大変混みます。14 時以降にお越しくださいますと比較的待たずに受付ができる場合があります。

【お問合せ先】市民税課（☎096-328-2183）
※市民税・県民税申告についてのお問い合わせは各会場や各区税務室
では、お答えできませんのでご注意ください。

(1)

[illegible]

ご記入の際は、「提出用」から切り離してご使用ください。

短期譲渡所得、長期譲渡所得、株式等の譲渡所得、山林所得、先物取引がある場合に記入します。記入方法の詳細については、市民税課にお尋ねください。

(領収書の提示または、添付が必要です。)

令和6年(2024年)中に控除対象となる寄附金をお支払いされた方は記入します。

所得がなかった方は令和6年（2024年）中の生活状況を記入してください。

1 ……仕送りを受けていた
2 ……非課税金などを受給していた
3 ……生活保護法に基づく生活扶助を受けていた
4 ……その他（1から3に該当しない場合。※預貯金で生活していたなど）

以下の【所得金額調整控除適用対象者】のうち、1の条件に該当する場合記入してください。

※1のアからウに該当する者を表面の⑧もしくは⑨に記入、または裏面㉔に記入した場合は記載不要です。

1 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

ア 特別障害者に該当する

イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

<調整額>

所得金額調整控除額

＝「給与の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)」
－850万円」×10%

2 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える者

＜調整額＞

所得金額調整控除額

＝「給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）」＋「公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）」－10万円

[illegible]

事業・不動産所得の収入、支出の内訳を記入します。(平成26年1月から事業所得等を有するすべての方は、記帳・帳簿等の保存が必要です。)

租税公課は事業に使用するものに対し課されている税金です（固定資産税、自動車税など）。住民税、所得税は含みません。

必要経費は、事業に使用したものです。家庭で支出したものは含みません。共同で使用しているものがある場合は普段の使用割合で分けて算入します。

〔専従者控除額の計算式〕
 専従者控除前所得 (⑥－②⑤) ÷
 (専従者人数＋1)
 ※上限額は配偶者 86 万円、その他 50 万円になります。

減価償却は購入日が平成 19 年 3 月 31 日以前か平成 19 年 4 月 1 日以降かで計算が異なります。平成 19 年 3 月 31 日以前は、旧定額法及び均等償却します。平成 19 年 4 月 1 日以降は、定額法で償却します。詳しくは市民税課へお尋ねください。

所得合計額	-	控除合計額	=	課税総所得金額(課税標準額)	×	市民税の税率 8%	⇒	市民税所得割額	-	市民税調整控除	-	市民税配当控除	-	①課税総所得金額等が 1,000万円以下の部分 配当所得の2.24%	-	住宅借入金等特別税額控除	-	寄附金税額控除	-	配当割額・株式等譲渡所得割額	+	市民税均等割額 3,000円	+	森林環境税 1,000円	=	年税額
						県民税の税率 2%	⇒	県民税所得割額		県民税調整控除		県民税配当控除		①課税総所得金額等が 1,000万円以下の部分 配当所得の0.56%								②課税総所得金額等が 1,000万円超の部分 配当所得の0.28%		県民税均等割額 1,500円		

〔1〕所得割・均等割・森林環境税非課税対象者

イ 令和7年(2025年)1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 イ ひとり親、寡婦、障害者、未成年者等
 ウ 令和6年(2024年)中の合計所得金額が135万円以下の人
 ウ 令和6年(2024年)中の合計所得金額が315万5千円・(同)一生計配偶者又は扶養親族数+1・+18万9千円
 (同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)・(同一生計(单身)場合も加算)

令和6年(2024年)中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者＋扶養親族数＋1)＋32万円(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)＋10万円(単身の場合も加算)

※[1]及び[2]の扶養親族は年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限りです。

(4)

原則郵送での申告をお願いします。 ※郵送でご提出の場合は関連書類（コピー可）の添付をお願いします。（申告会場にはできるだけ記入のうえお越してください。）

既に印字されている申告書については、改めて記入する必要はありません。
※令和7年(2025年)1月1日時点の住所が異なる場合は、二重訂正のうえ余白
に新しい住所をご記入ください。

熊本市長(宛)

年 月 日提出

熊本市受付印

令和7年1月1日
の住所

熊本市中央区手取本町1番1号

〒 861-8601

熊本 太郎

同上

令和7年度【令和6年(2024年)分】市民税・県民税申告書(提出用)

本人

番号

※昨年中に所得がなかった場合は、裏面の留通信欄にご記入ください。

フリガナ	クマモト タロウ												
氏 名	熊本 太郎												
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	←
生年月日	令和 30 年 1 月 1 日					電話番号		096-328-2111					←
世帯主氏名	熊本 太郎					世帯主との続柄		本人	業種又は職 業				

給与・公的年金・配当等 収入内		
種 類	支払元名称	支 払 額
給与	クマモト建設	9,251,000
配当	クマモト電気	50,000
一時	ひごまる生命	5,000,120
雑	日本年金機構	1,512,345
	講演料	226,343
雑 (個人年金)	クマモト生命	100,000

		㊦ 収入金額		㊧ 必要経費等		所得金額 (㊦ - ㊧)							
所 得 金	給 与 力	9,251,000		給与所得控除		6	7	1	2	5	9	0	0
	公的年金等	キ	1,512,345	公的年金等控除		7		4	1	2	3	4	5
	業 務	ケ	226,343	50,000		8		1	7	6	3	4	5
	その他 (輸入仕入等)	ク	100,000	50,000		9			5	0	0	0	0
	雑所得の合計		7+8+9			10		6	3	8	6	8	8
		㊦ 収入金額		㊧ 必要経費		㊨ 専従者控除額		所得金額 (㊦ - ㊧ - ㊨)					
得 金	営 業 等	ア	2,168,042	861,990	870,700	1		4	3	5	3	5	2
	農 業	イ				2							
	不 動 産	ウ				3							
	利 子	エ				4							
	配 当	オ	50,000			5			5	0	0	0	0
		㊦ 収入金額		㊧ 必要経費		㊦ - ㊧ 差引金額		特別控除額		所得金額 (差引金額 - 特別控除額)			
額	総合課税	短期				コ							
	長期					サ							
	一時	5,000,120	4,000,000	1,000,120	500,000	シ		5	0	0	1	2	0
総合課税の課税一時		コ + [(サ+シ) × 1/2]				11		2	5	0	0	6	0
所得金額の合計		6 + 1 + 0 + 1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 1 + 1				12	8	5	0	0	0	0	0

扶 養 控 除																				控 除 額				
扶 養 控 除 額 関 連 の 事 項	① 雑損控除 損害原因 損害年月日 損害を受けた財産の種類 損害金額 地震など自然災害による被害 火災損以外のうち災害救助法による被害 23															5	0	3	0	0	0			
	② 医療費控除 特例 支払った金額(税別) 補填される金額 総所得金額などの5%か10万円の少ない方(控除の場合は12,000円) 24															1	5	0	0	0	0			
	③ 社会保険料控除 国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 国民年金保険料 介護保険料 その他の保険料 13															1	4	0	0	0	0			
	④ 小規模企業共済等掛金控除 掛金の種類 小規模企業共済 支払掛金 100,000 掛金の種類 支払掛金 30,000 14															1	0	0	0	0	0			
	⑤ 生命保険料控除 新生命保険料の計 15,000 新個人年金保険料の計 介護医療保険料の計 30,000															6	4	0	0	0	0			
	旧生命保険料の計 20,000 旧個人年金保険料の計 15,000																							
	⑥ 地震保険料控除 地震保険料の計 30,000 旧長期損害保険料の計 5,000 2															2	0	0	0	0	0			
	本人該当控除 ☐ 寡婦控除(離婚・死別・生死不明・未帰還) ☐ ひとり親控除 ☐ 勤労学生控除(学校名) 身体・精神・療育(3級・認定(特・普)) 2															6	0	0	0	0	0			
	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 氏名 熊本 ひばり 生年月日 昭和31年1月2日 同居・別居 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く) 身体・精神・療育(2級・認定(特・普)) 3															3	3	0	0	0	0			
	配偶者 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 配偶者の合計所得金額 扶養控除の計															8	6	0	0	0	0			
扶 養 控 除 額 関 連 の 事 項	基礎控除 氏名 熊本 大介 生年月日 平成23年7月7日 子 ひとり親 身体・精神・療育(2級・認定(特・普))															基礎控除 26 控除 合計	7	3	8	4	0	0	0	
	氏名 熊本 椿 生年月日 平成1年8月7日 子 ひとり親 身体・精神・療育(2級・認定(特・普))																							
	氏名 熊本 次郎 生年月日 平成52年1月3日 子 ひとり親 身体・精神・療育(2級・認定(特・普))																							
	氏名 熊本 次郎 生年月日 平成52年1月3日 子 ひとり親 身体・精神・療育(2級・認定(特・普))																							

扶養控除は配偶者以外の親族で合計所得金額が48万円以下でかつ事業専従者でない方を扶養している場合に適用されます。控除額は右表をご参照ください(16歳未満の扶養控除はありません)。また、扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は障害者控除が加算されます。障害者控除の適用を受ける場合は、手帳の提示をお願いします(本人及び、配偶者について、障害者控除を受ける場合も同様)。
※16歳未満の扶養親族がいる場合もご記入ください。

種 別	内 容	控除額
特定	平成14年1月2日～平成18年1月1日に生まれた人（19歳以上23歳未満）	45万円
老人	昭和30年1月1日以前に生まれた人（70歳以上）	38万円
同居・老親	老人扶養親族のうち本人または配偶者の直系尊属で同居を常況としている人	45万円
16歳未満	平成21年1月2日以降に生まれた人	0円
一般扶養	上記以外の人	33万円

種類	内 容	控除額
普通	・身体障害者手帳3級以下 ・精神障害者保健福祉手帳2級以下 ・療育手帳B ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて普通障害と認められた人	26万円
特別	・身体障害者手帳1・2級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・療育手帳A ・戦傷病者手帳 ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて特別障害と認められた人	30万円
同居特別	同居の配偶者または、扶養親族で上記の特別障害の要件を満たしている場合	53万円

後日、市民税課から申告書の内容確認で問合せをさせていただくことがあります。
できるだけ、**日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。**

営業等、農業、不動産の所得の計算は「収入金額」-「必要経費」=「所得金額」です。
これらの所得は裏面④の「事業・不動産所得に関する事項」に収入、支出の内訳を記入します。

国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得を記入します。

株式・出資金など配当による所得を記入します（裏面**オ**に再掲してください）。

機械装置、ゴルフ会員権、骨董品などを売った際の所得金額を記入します。

所得計算式は 売却金額－(取得価格＋売却必要経費)－特別控除 (上限 50 万円)
 ※保有して5年を超えるものは、長期譲渡所得となり、特別控除後の金額の2分の1が課税対象です。
 なお、売却したものが2つ以上ある場合は市民税課へお尋ねください。

生命保険契約にかかる返戻金や借家の立退料などが該当します。

所得計算式は 収入金額－必要経費等－特別控除（上限 50 万円）
※特別控除後の金額の 2 分の 1 が課税対象です。

給与収入の内訳は勤務先から交付される源泉徴収票をもとに記入します。

交付を受けていない場合は裏面の「給与所得の内訳に月収等を記入のうえ、合計金額を支払元ごとに収入内訳に記入します。給与収入の合計は収入金額欄の「カ」に記入します。

次に「カ」の金額をもとに給与所得を計算します。給与所得の算式は下表のとおりです。

※所得金額調整控除の適用がある方については、裏面「所得金額調整控除に関する事項」をご確認ください。

給与収入 (X)		給与所得の金額	
～	550,999 円		0 円
551,000	～ 1,618,999 円	X -	550,000 円
1,619,000	～ 1,619,999 円		1,069,000 円
1,620,000	～ 1,621,999 円		1,070,000 円
1,622,000	～ 1,623,999 円		1,072,000 円
1,624,000	～ 1,627,999 円		1,074,000 円
1,628,000	～ 1,799,999 円	$X \div 4 = Y$ (千円未満端数切捨)	Y × 2.4 + 100,000 円
1,800,000	～ 3,599,999 円		Y × 2.8 - 80,000 円
3,600,000	～ 6,599,999 円		Y × 3.2 - 440,000 円
6,600,000	～ 8,499,999 円		X × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000	～ 円		X - 1,950,000 円

雑所得は大きく分けて3つに分かれます。それぞれの所得についての計算は以下のとおりです。

公的年金等収入は各年金支払元から送付される源泉徴収票をもとに記入してください
(複数ある場合はその合計)。

受給者が65歳未満(昭和35年1月2日以降生まれ)				
		公的年金等以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等 受給金額X	～1,299,999円	X－600,000円	X－500,000円	X－400,000円
	1,300,000～4,099,999円	0.75X－275,000円	0.75X－175,000円	0.75X－75,000円
	4,100,000～7,699,999円	0.85X－685,000円	0.85X－585,000円	0.85X－485,000円
	7,700,000～9,999,999円	0.95X－1,455,000円	0.95X－1,355,000円	0.95X－1,255,000円
	10,000,000～円	X－1,955,000円	X－1,855,000円	X－1,755,000円

受給者が 65 歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)				
		公的年金等以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
給付金 受取 金額 X	～ 3,299,999円	X - 1,100,000円	X - 1,000,000円	X - 900,000円
	3,300,000 ～ 4,099,999円	0.75X - 275,000円	0.75X - 175,000円	0.75X - 75,000円
	4,100,000 ～ 7,699,999円	0.85X - 685,000円	0.85X - 585,000円	0.85X - 485,000円
	7,700,000 ～ 9,999,999円	0.95X - 1,455,000円	0.95X - 1,355,000円	0.95X - 1,255,000円
	10,000,000 ～ 円	X - 1,955,000円	X - 1,855,000円	X - 1,755,000円

原稿料、講演料など副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものがある場合記入します。
「収入金額」－「必要経費」

「収入金額」－「必要経費（個人年金の場合は掛金など）」
 公的年金等に係る雑所得金額、業務に係る雑所得金額及びその他の雑所得金額の合計が雑所得金額になります。

給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある場合は、その所得に係る税の納付方法を選択してください。

所得

本人または生計を一にする配偶者や扶養親族の有する住宅や家財が災害や盗難、横領によって損害を受けた場合、次のいずれか多い金額を控除します。

- ・「損失額」－「保険、損害賠償などで補填される金額」－「総所得金額等の10%」
- ・「災害関連支出の金額」－5万円

※災害関連支出…災害等に関連して納税者がやむを得ない支出をした場合の金額（がれき撤去費用など）

(明細書や医療費通知の添付が必要です。次の(1)か(2)のいずれか一方を選択する必要があります。
なお、選択後の変更はできません。)

(1) 本人または生計を にする配偶者や扶養親族のために支払った医療費を控除します。
控除の計算式は次のとおりです。(限度額 200 万円)
「支払った医療費」-「高額医療、保険金などで補てんされる金額」
-「総所得金額等の 5% または 10 万円のいずれか少ない方」

(2) 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けられる場合、特例欄にチェックを入れてください。※健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みを行っている場合のみ適用可
控除の計算式は次のとおりです。（限度額 88,000 円）
「本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った特定医薬品（スイッチOTC医薬品）の支払額」-12,000円

本人または生計を一にする親族のために負担した国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料、小規模企業共済等掛金などを記入します。これらの控除は支払った金額をそのまま控除します。(親族の年金・給与から特別徴収により納付された金額は除きます。)

支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料（新契約のみ）を記入します。
契約日が平成 23 年 12 月 31 日以前か、平成 24 年 1 月 1 日以後かで控除の計算式が異なりますので
期日をご記入ください。控除の計算式は下表のとおりです。計算した結果を控除欄に記入します。
※新旧混在の場合は（例）新生命保険料の計 15,000 円＋旧生命保険料の計 20,000 円の控除額は
（13,500 円＋17,500 円＝31,000 円）となりますが上限額は 28,000 円です。また、旧契約の控除額単独で
28,000 円を超える場合は、その額が控除額（上限 35,000 円）になります。

【新契約（平成24年1月1日以後）】		【旧契約（平成23年12月31日以前）】	
支払額	控除計算式	支払額	控除計算式
～ 12,000 円	支払保険料の金額	～ 15,000 円	支払保険料の金額
12,001 ～ 32,000 円	支払保険料 × 0.5 + 6,000 円	15,001 ～ 40,000 円	支払保険料 × 0.5 + 7,500 円
32,001 ～ 56,000 円	支払保険料 × 0.25 + 14,000 円	40,001 ～ 70,000 円	支払保険料 × 0.25 + 17,500 円
56,001 円～	28,000 円	70,001 円～	35,000 円

生命保険料控除の上限額は 70,000 円

支払った地震保険料、
旧長期損害保険料の額
を記入します。
控除の計算は右表のと
おりです。

【地震保険料控除】		【旧長期損害保険料控除】	
支払額	控除計算式	支払額	控除計算式
～ 50,000 円	支払金額 × 0.5	～ 5,000 円	支払金額
50,001 円～	一律 25,000 円	5,001 ～ 15,000 円	支払金額 × 0.5 + 2,500 円
		15,001 円～	一律 10,000 円

本人該当控除は下表のとおりです。※障害者手帳をお持ちの場合は申告することで障害者控除額が加算されます。**控除額は⑨扶養控除をご参照ください。**

種 類	適 用 条 件 (以下すべての条件に該当する場合)	控除額
ひとり親控除	・婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)の場合 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいい場合	30万円
寡婦控除	・たとえ離婚後、婚姻しておらず子以外の扶養親族(合計所得金額48万円以下)がいる場合、もしくはたとえ死別後、婚姻していない場合 ・合計所得金額が500万円以下の場合 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいい場合	26万円
勤労学生控除	・大学、高校または専修学校などの学生として合計所得金額75万円以下でありその勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円

配偶者控除は昨年の合計所得金額が48万円以下の場合でかつ事業専従者でない場合適用できます。配偶者特別控除は合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合でかつ事業専従者でない場合に適用されます。(なお、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除も配偶者特別控除ともに適用はありませんが、非課税限度額の算定等の扶養親族として申告される場合は、同一生計配偶者欄へ☑を記入します。)

- ・一般の配偶者…昭和30年1月2日以降生まれ
- ・老人配偶者…昭和30年1月1日以前生まれ

※同居・別居欄で別居に該当する場合は裏面☑扶養控除追加記入欄にも記入します。

		控除を受ける納税義務者本人の合計所得金額		
		90万円以下	90万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象 配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者 特別 控除	配偶者の合計所得金額 48万円超～100万円	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円	31万円	21万円	
	105万円超～110万円	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円	6万円	4万円	2万円
	130万円超～133万円	3万円	2万円	1万円
	133万円超		適用無し	

合計所得金額に応じて控除額が右表の通りとなります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円	29万円
2,450万円超～2,500万円	15万円
2,500万円超	適用無し